



**Q** バーチャル総会・理事会について詳しく教えてください。

**A** バーチャル総会・理事会とは、インターネット等の手段を用いて開催する総会や理事会のことをいいます。

物理的な会議体を設けることなく、バーチャル空間のみで行う「バーチャルオンリー型」と、物理的な会議体としての総会・理事会は開催しつつ、議場外からの電子的なアクセスを認める「ハイブリッド型」の2つの方式があります。

本年5月14日に、中小企業等協同組合法施行規則、中小企業団体の組織に関する法律施行規則及び商店街振興組合法施行規則が改正・施行され、これまで認められていなかったバーチャルオンリー型の総会・理事会も開催することが可能になりました。

これにより、定款の総会招集手続の条文に、会議の目的たる事項や日時とともに「場所」を招集通知書面に記載して送付するものと定めている組合が、バーチャルオンリー型総会・理事会を実施するためには定款変更が必要となります。

なお、その他関連して定款変更が必要な箇所は以下のとおりです。

### ●定款変更例（新旧対照表）

	旧	新
総会招集の手続き	<p>第41条 総会の招集は会日の10日前までに到達するように、会議の目的となる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。</p> <p>2～7(略)</p>	<p>第41条 総会の招集は会日の10日前までに到達するように、会議の目的となる事項及びその内容並びに日時及び場所（当該総会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない組合員が当該総会に出席する方法を含む。）又は開催の方法（当該総会の場所を定めない場合に限り、組合員が当該総会に出席するために必要な事項を含む。）を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。</p> <p>2～7(略)</p>
総会の議事録	<p>第48条 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) (略) (2) 開催日時及び場所 (3) 以下(略)</p>	<p>第48条 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) (略) (2) 開催日時及び場所（総会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（総会の場所を定めなかった場合に限る。） (3) 以下(略)</p>
理事会の議長及び議事録	<p>第53条 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) (略) (2) 開催日時及び場所 (3) 以下(略)</p>	<p>第53条 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) (略) (2) 開催日時及び場所（理事会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（理事会の場所を定めなかった場合に限る。） (3) 以下(略)</p>

本件についてご不明な点がございましたら、本会までお気軽にお問い合わせください。